

# 令和 6 年度予算の概要 (社会的養護関係)

こども家庭庁支援局 家庭福祉課

【令和 6 年度予算】  
1, 7 5 4 億円

【令和 5 年度予算】  
( 1, 6 9 1 億円)

里親等の支援や、社会的養護を経験した若者の自立支援の強化等の改正児童福祉法に基づく支援を着実に実施するとともに、こども未来戦略（加速化プラン）に基づき、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援等を強化する。

## 【主な内容】

- 家庭養育環境を確保するため、「里親支援センター」による里親等への支援や特別養子縁組等への支援を推進する。併せて、里親支援センターにおける人材育成のため、里親支援センター等の職員に対する研修や全国フォーラムの開催、第三者評価機関職員研修を実施する。  
また、里親に対する研修受講費用の支援範囲を広げるほか、養子縁組民間あっせん機関と児童相談所とのネットワーク構築に向けた地域ブロックごとの研修等を実施する。
- 社会的養護を経験した若者等が自立した社会生活を送ることができるよう、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助等を行う児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限を弾力化する。  
また、課題に応じた個別対応の強化を図るため、ケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム及びファミリーホームへの個別対応職員の配置を支援するほか、自立援助ホームにおける生活の質の向上を図るため、生活費の単価を改善する。
- 児童養護施設等入所児童の学習支援の強化を図るため、大学等受験費用の支援や、スマートフォンを用いた学習環境の整備等を行う。
- 社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の支援のため、相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う社会的養護自立支援拠点事業を実施し、自立に向けたサポートを受けられる体制を整備する。  
また、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者を社会的養護自立支援拠点等で受け入れ、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所を提供する事業を実施する。
- 家庭生活に困難を抱える特定妊婦等の支援のため、一時的な住まいの提供や食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業を実施する。

## 【主な内訳】

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| ◇ 児童入所施設措置費等国庫負担金     | 1,485億円 |
| ◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 | 177億円   |
| ◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金    | 67億円    |

## 【目次】

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| ○ 児童入所施設措置費等国庫負担金 . . . . .        | P 3 |
| ○ 里親養育包括支援（フォスタリング）事業 . . . . .    | P 5 |
| ○ 養子縁組包括支援事業 . . . . .             | P 8 |
| ○ 里親支援センター等人材育成事業 . . . . .        | P 9 |
| ○ 里親への委託前養育等支援事業 . . . . .         | P10 |
| ○ 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業 . . . . .     | P11 |
| ○ 社会的養護自立支援拠点事業 . . . . .          | P12 |
| ○ 休日夜間緊急支援事業 . . . . .             | P13 |
| ○ 妊産婦等生活援助事業 . . . . .             | P14 |
| （参考） 令和6年度予算における新規・拡充以外の事業 . . . . | P15 |

<児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）>

令和6年度予算：1,485億円（1,392億円）※（）内は前年度当初予算

令和5年度補正予算：40億円

## 1 事業の目的

都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設若しくは児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担する。

## 2 事業の概要

### 1. こども未来戦略に基づく新規・拡充事項

#### （1）施設入所児童等の自立支援の充実

児童養護施設等入所児童の自立を促進するため、大学受験費用（令和6年度単価 158,000円）を支弁し、大学進学等自立生活支度費及び就職支度費について、保護者の不在や虐待等の理由により経済的援助を受けられない場合の加算の増額（令和5年度単価 198,540円 → 令和6年度単価 413,340円）を行う。

また、自立援助ホームの一般生活費の単価の引き上げ（令和5年度単価 11,690円 → 令和6年度単価 55,270円）を行う。

#### （2）施設入所児童等の習い事や授業の環境変化に対応するための拡充

児童養護施設等入所児童の教育機会の拡充を目的として、習い事やスマートフォンを用いた学習環境の整備に要する費用として「教育費」及び「特別育成費」をそれぞれ5,000円増額する。

#### （3）ケアニーズの高い児童を受け入れている施設への個別対応職員の配置

障害等を有するケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム、ファミリーホームに個別対応職員を配置する。

#### （4）こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進のための支援

新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進するため、資格取得者を児童養護施設等に配置する場合に、月額20,000円の手当を支給する。

#### （5）一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

一時保護施設に入所するこどもの状況・特性に合わせたケアができるよう、一時保護施設の小規模ユニットケアを実施する。

#### <令和5年度補正予算>

##### ○ 令和5年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の人件費の改定

児童養護施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。

## 2 事業の概要

### 2. 令和4年改正児童福祉法に基づく新規・拡充事項

#### (1) 里親支援センターの創設

里親支援事業を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする里親支援センターの運営に要する経費を支弁する。

#### (2) 児童自立生活援助事業の対象拡充

児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化により対象の拡大を行う。

#### (3) 在宅指導措置の委託等に係る費用の義務的経費化

児童相談所長及び都道府県知事が児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定する指導を児童家庭支援センター等の民間施設へ委託する際にかかる経費及び市町村による家庭支援事業の利用措置にかかる経費を支弁する。

#### (4) 一時保護施設の配置改善

新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定することに伴い、児童指導員等の配置改善や、専門職（看護師、学習指導員、心理療法担当職員）の配置など、一時保護施設の環境改善を図る。

## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市 ※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

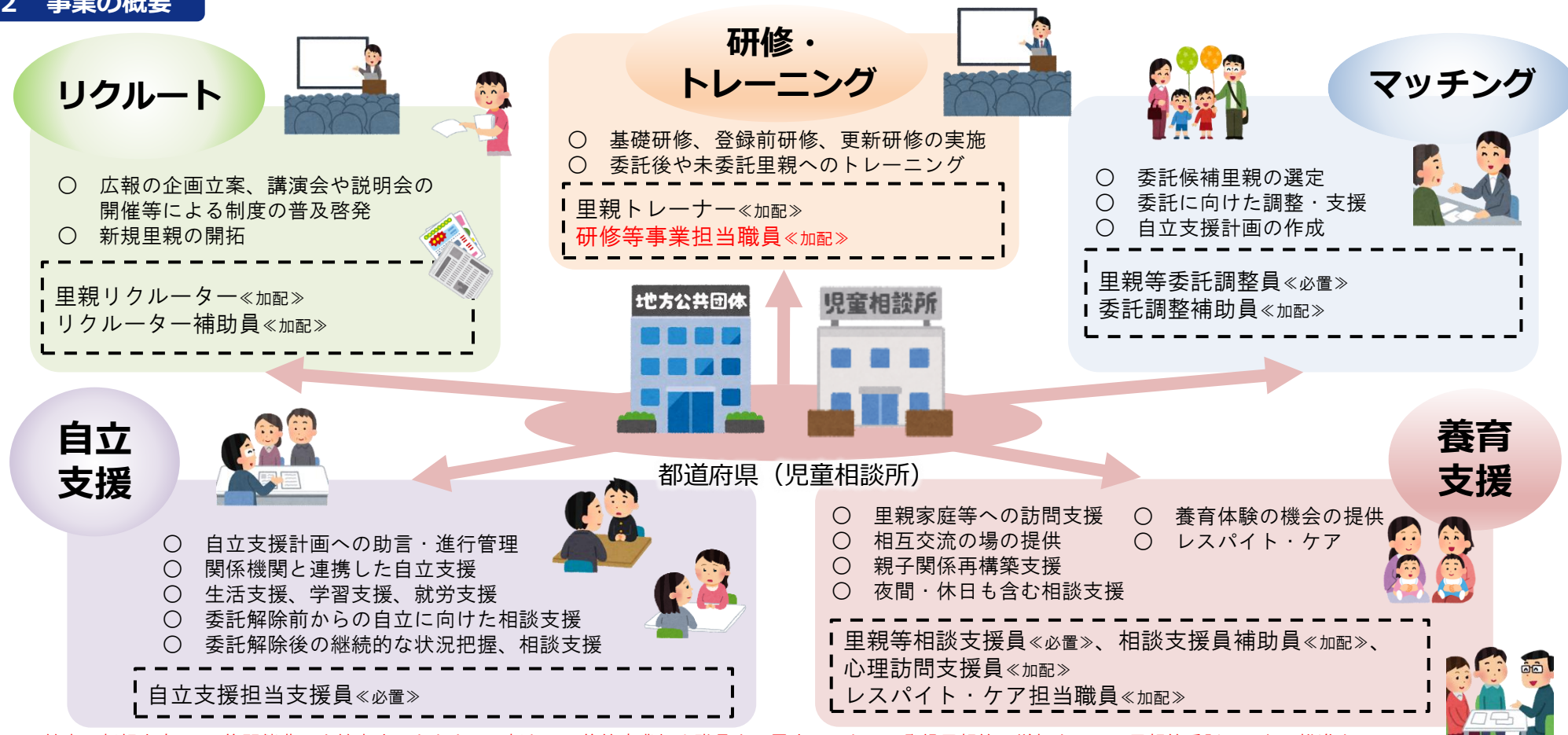
【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2 （上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算  
（※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

## 1 事業の目的

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。（「里親支援センター」に対しては「児童入所施設措置費等国庫負担金」により、必要な経費を支弁）

## 2 事業の概要



＜拡充・新規内容＞ 研修開催費用を拡充するとともに、新たに研修等事業担当職員を配置することで、登録里親等の増加を図り、里親等委託の更なる推進を図る。

## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2（又は2／3、3／4）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2（又は1／3、1／4）



## ○ 事業の概要

○ 里親養育包括支援（フォスタリング）業務とは、①里親のリクルート及びアセスメント、②里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、③こどもと里親家庭のマッチング、④こどもの里親委託中における里親養育への支援、⑤里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援をいう。

（１）里親制度等普及促進・リクルート事業

里親制度等の普及のため、リクルーター等による里親制度等の説明会や里親経験者や養親縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を積極的に開催するなど、里親制度等の広報活動を行うことにより、里親の確保を図る。

（２）里親研修・トレーニング等事業

里親登録及び登録の更新に必要となる研修、未委託里親等に対するこどもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成すること等により、更なる里親委託の推進を図る。

また、研修開催費用を拡充するとともに、新たに研修等事業担当職員を配置することで、登録里親等の増加を図り、里親等委託の更なる推進を図る。《拡充・新規》

（３）里親委託推進等事業

こどもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親を選定するとともに、個々のこどもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、こどもの最善の利益を図る。

（４）里親訪問等支援事業

里親等に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、こどもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、適切な養育を確保する。

（５）里親等委託児童自立支援事業

里親等における自立支援体制の強化などこどもの自立に向けた継続的・包括的な体制を構築することで、委託されたこども等の委託解除前後の自立に向けた支援の充実を図る。

（６）共働き家庭里親委託促進事業

官民が連携して里親委託と就業の両立を可能とする取組を試行的に実施し、当該取組に関する分析・検証の成果を全国的に普及拡大することにより、共働き家庭における里親委託の促進を図る。

（７）障害児里親等委託推進モデル事業

障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築を図る。

（８）里親等委託推進提案型事業

里親等委託推進に取り組む地方公共団体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を全国的に展開することで里親等委託の推進を図る。

（９）里親養育包括支援促進事業

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援を実施する場合に、里親等のニーズや地域の社会的資源の状況に応じた柔軟な事業の実施を可能とすることにより、里親養育の包括的な支援体制の整備の促進を図る。

（１０）里親支援センター体制強化事業 《新規》

里親支援センターにおける登録里親や委託里親の状況に応じて、里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）や里親研修等担当者（里親トレーナー）の業務を補助する職員を配置することで、里親等委託の一層の推進を図る。

（１１）養子縁組包括支援事業 《新規》

里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施することにより、効果的な支援体制の整備の促進を図る。

# ○ 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 ①～⑨、⑫の事業 国：1／2（又は2／3<sup>（※）</sup>）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2（又は1／3）

⑪、⑬の事業 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

⑩の事業 国：3／4、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／4

（※）令和6年度末までの「集中取組期間」において、毎年度、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の提出を求めるとともに、意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、一定の要件を満たす場合には補助率を嵩上げ（1/2→2/3）

## 【補助基準額】

|                      |          |           |      |
|----------------------|----------|-----------|------|
| ①統括責任者加算             | 1 か所当たり  | 5,917千円   |      |
| ②市町村連携加算             | 1 か所当たり  | 5,800千円   |      |
| ③里親制度等普及促進・里親リクルート事業 |          |           |      |
| 都道府県等が実施する場合         | 1 自治体当たり | 1,994千円   |      |
| 委託して実施する場合           | 1 か所当たり  | 1,329千円   |      |
| 里親リクルーター配置加算         | 1 か所当たり  | 5,804千円   |      |
| 新規里親登録件数             |          |           |      |
| 15件以上25件未満           | 1 か所当たり  | 1,380千円   |      |
| 25件以上35件未満           | 1 か所当たり  | 1,960千円   |      |
| 35件以上                | 1 か所当たり  | 2,539千円   |      |
| ④里親研修・トレーニング等事業      |          |           |      |
| 都道府県等が実施する場合         | 1 自治体当たり | 8,341千円   | 《拡充》 |
| 委託して実施する場合           | 1 か所当たり  | 5,735千円   | 《拡充》 |
| 里親トレーナー配置加算（常勤）      | 1 か所当たり  | 5,499千円   |      |
| 里親トレーナー配置加算（非常勤）     | 1 か所当たり  | 2,604千円   |      |
| 研修受講促進費              | 1 人当たり   | 40千円      |      |
| 研修等事業担当職員配置加算        |          |           |      |
| 都道府県等が実施する場合         | 1 自治体当たり | 5,520千円   | 《新規》 |
| 委託して実施する場合           | 1 か所当たり  | 3,943千円   | 《新規》 |
| ⑤里親委託推進等事業           | 1 か所当たり  | 6,544千円   |      |
| 新規里親委託件数             |          |           |      |
| 15件以上30件未満           | 1 か所当たり  | 1,200千円   |      |
| 30件以上45件未満           | 1 か所当たり  | 2,980千円   |      |
| 45件以上                | 1 か所当たり  | 4,069千円   |      |
| ⑥里親訪問等支援事業           | 1 か所当たり  | 9,938千円   |      |
| 里親等委託児童数             |          |           |      |
| 20人以上40人未満           | 1 か所当たり  | 2,462千円   |      |
| 40人以上60人未満           | 1 か所当たり  | 4,503千円   |      |
| 60人以上80人未満           | 1 か所当たり  | 8,144千円   |      |
| 80人以上                | 1 か所当たり  | 10,985千円  |      |
| 心理訪問支援員配置加算（常勤）      | 1 か所当たり  | 5,166千円   |      |
| 心理訪問支援員配置加算（非常勤）     | 1 か所当たり  | 1,552千円   |      |
| 面会交流支援加算             | 1 か所当たり  | 2,195千円   |      |
| 夜間・土日相談対応強化加算        |          |           |      |
| 24時間365日の場合          | 1 か所当たり  | 6,150千円   |      |
| 上記以外                 | 1 か所当たり  | 2,938千円   |      |
| 里親家庭養育協力支援           | 1 日当たり   | 4,860円    |      |
| 養育児童預かり支援            |          |           |      |
| 受入準備経費               | 1 か所当たり  | 8,000千円   |      |
| 一時預かり（宿泊を伴うもの）       | 1 日当たり   | 13,980円   |      |
| 一時預かり（宿泊を伴わないもの）     | 1 日当たり   | 5,500円    |      |
| ⑦里親等委託児童自立支援事業       |          |           |      |
| アフターケア対象者10人以上かつ     |          |           |      |
| 支援回数120回以上の場合        | 1 か所当たり  | 3,988千円   |      |
| アフターケア対象者20人以上かつ     |          |           |      |
| 支援回数240回以上の場合        | 1 か所当たり  | 7,898千円   |      |
| ⑧共働き家庭里親委託促進事業       | 1 自治体当たり | 3,749千円   |      |
| ⑨障害児里親等委託推進モデル事業     | 1 か所当たり  | 2,200千円   |      |
| ⑩里親等委託推進提案型事業        | 1 自治体当たり | 10,000千円  |      |
| ⑪里親養育包括支援促進事業        |          |           |      |
| 都道府県等が実施する場合         | 1 か所当たり  | 32,734千円  |      |
| 委託して実施する場合           | 1 か所当たり  | 29,463千円  |      |
| ⑫里親支援センター体制強化事業 《新規》 |          |           |      |
| 新規里親登録件数に応じて設定       | 1 か所当たり  | 最大2,939千円 |      |
| 新規里親委託件数に応じて設定       | 1 か所当たり  | 最大4,069千円 |      |
| ⑬養子縁組包括支援事業 《新規》     |          |           |      |
| i 養子縁組制度普及促進事業       |          |           |      |
| ア 基本分                |          |           |      |
| 都道府県等が実施する場合         | 1 自治体当たり | 1,623千円   |      |
| 委託して実施する場合           | 1 か所当たり  | 1,623千円   |      |
| イ 市町村連携加算            | 1 か所当たり  | 5,800千円   |      |
| ii 養親訪問等支援事業         |          |           |      |
| ア 基本分                | 1 か所当たり  | 9,931千円   |      |
| イ 養親相談支援員（補助員）加算     |          |           |      |
| 里親等委託児童数             |          |           |      |
| 20人以上40人未満           | 1 か所当たり  | 2,462千円   |      |
| 40人以上60人未満           | 1 か所当たり  | 4,503千円   |      |
| 60人以上80人未満           | 1 か所当たり  | 8,144千円   |      |
| 80人以上                | 1 か所当たり  | 10,985千円  |      |
| ウ 心理訪問支援員加算（常勤）      | 1 か所当たり  | 5,166千円   |      |
| 心理訪問支援員加算（非常勤）       | 1 か所当たり  | 1,552千円   |      |
| エ 夜間・土日相談対応強化加算      |          |           |      |
| 24時間365日の場合          | 1 か所当たり  | 6,150千円   |      |
| 上記以外                 | 1 か所当たり  | 2,938千円   |      |

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算  
（※）R5予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。

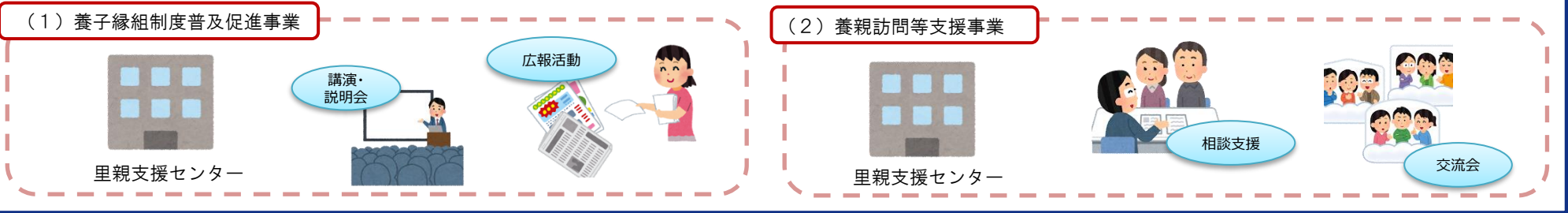
2 事業の概要

（1）養子縁組制度普及促進事業

養子縁組制度の普及のため、リクルーター等による養子縁組制度の説明会や養子縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を開催するなど、養子縁組制度の広報活動を行うことにより、養親の確保を図る。

（2）養親訪問等支援事業

養親や養親希望者に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、こどもの養育に関する支援を実施する。



3 実施主体等

【補助基準額】

（1）養子縁組制度普及促進事業

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| ア 基本分                   |         |
| 都道府県等が実施する場合・・・1 自治体当たり | 1,623千円 |
| 委託して実施する場合・・・1 か所当たり    | 1,623千円 |
| イ 市町村連携加算・・・1 か所当たり     | 5,800千円 |

（2）養親訪問等支援事業

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| ア 基本分・・・1 か所当たり       | 9,931千円  |
| イ 養親相談支援員（補助員）加算      |          |
| 里親等委託児童数              |          |
| 20人以上40人未満・・・1 か所当たり  | 2,462千円  |
| 40人以上60人未満・・・1 か所当たり  | 4,503千円  |
| 60人以上80人未満・・・1 か所当たり  | 8,144千円  |
| 80人以上・・・1 か所当たり       | 10,985千円 |
| ウ 心理訪問支援員加算           |          |
| 常勤で配置する場合・・・1 か所当たり   | 5,166千円  |
| 非常勤で配置する場合・・・1 か所当たり  | 1,552千円  |
| エ 夜間・土日相談対応強化加算       |          |
| 24時間365日の場合・・・1 か所当たり | 6,150千円  |
| 上記以外・・・1 か所当たり        | 2,938千円  |

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

（※）本事業は、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の1つのメニューとして実施



＜里親支援センター等人材育成事業費補助金＞ 令和6年度予算 74 百万円（0 円）※（）内は前年度当初予算

## 1 事業の目的

- 質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、NPO法人等の民間フォostリング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。
- このような支援体制の構築に向けて、里親支援センターや児童相談所、NPO法人等の民間フォostリング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムの開催により、里親支援センターやフォostリング機関の担い手の掘りおこしや、育成を進める。
- 併せて、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられることとなるため、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施により、適切な評価を行うことができる者を育成し、里親が行う養育の質の向上及びこどもの生活の質の向上を図る。

※ 現行の里親養育包括支援（フォostリング）機関人材育成事業は、本事業の創設により廃止する。

## 2 事業の概要

## (1) 里親支援センター等職員（職員候補の者を含む）研修の実施

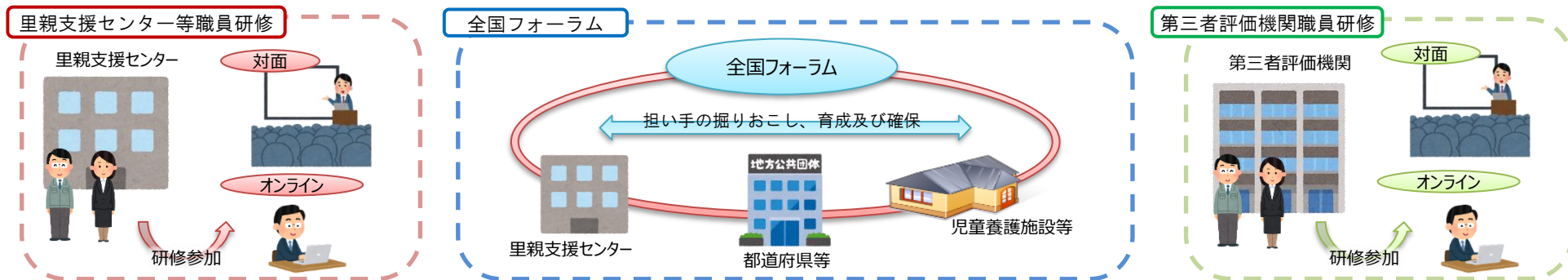
研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。

## (2) 全国フォーラムの開催

里親支援センター等の担い手の掘りおこし、育成を目的として、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。

## (3) 第三者評価機関職員研修の実施

里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。



## 3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定） 【補助基準額】 73,707千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）

（※） 研修参加費用（旅費、代替職員雇上費）については、里親支援センターの職員にかかる費用は児童入所施設措置費等国庫負担金により支弁し、里親養育包括支援（フォostリング）事業を実施する民間フォostリング機関等の職員にかかる費用は、「児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金」（里親養育包括支援（フォostリング）事業）により補助。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算  
（※）R5予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

## 1 事業の目的

里親等委託の推進に当たっては、こどもと里親との交流や関係調整を十分に行うとともに、里親等に対する研修の実施による養育の質の確保を行うことが重要であることから、里親委託のための調整期間における生活費等を支給するとともに、各種研修への受講支援を行う。

## 2 事業の概要

### （1）生活費等支援

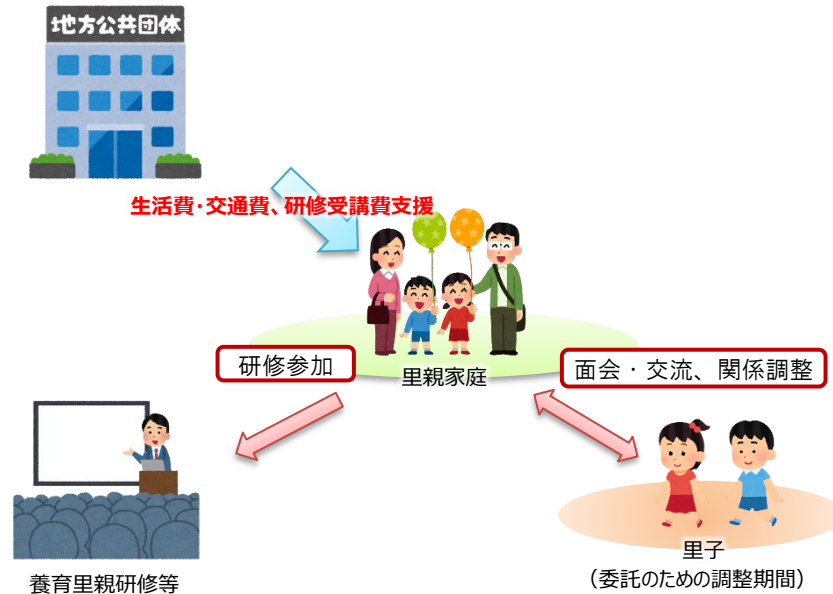
里親を対象として、里親委託のための調整期間におけるこどもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

### （2）研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。

### 《拡充内容》

⇒ 研修受講支援経費について、県外で行われる場合の研修受講旅費の単価を追加するとともに、里親負担となっているテキスト代等の費用を新たに補助対象とする。



## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 （1）生活費等支援

1人当たり日額 5,300円

（2）研修受講支援

①研修受講旅費

ア 県内で行われる場合

1件当たり日額 3,490円

イ 県外で行われる場合

1件当たり 50,290円

②テキスト費用

1研修当たり 20,000円

③考査代

1研修当たり 9,000円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

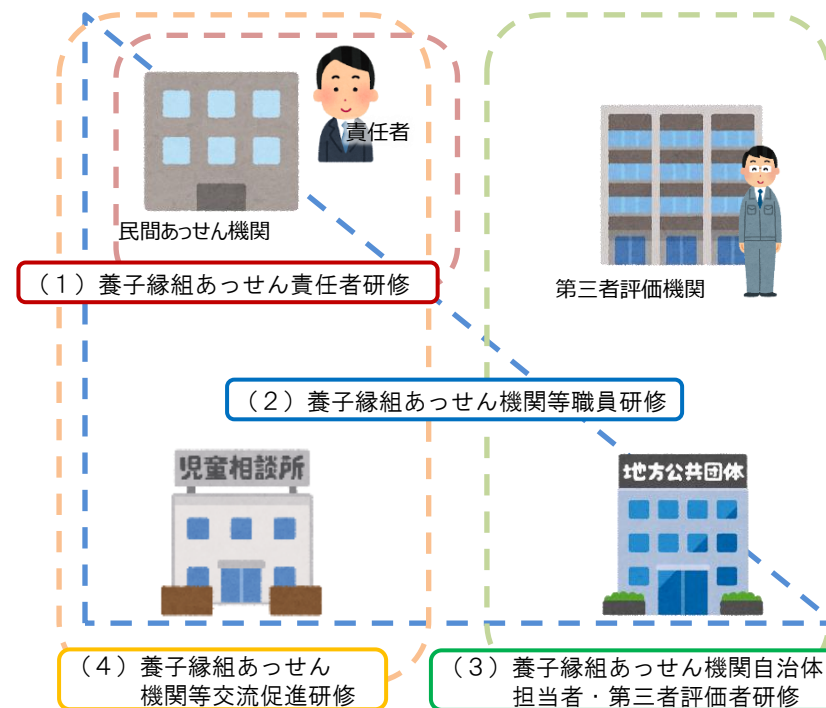
＜養子縁組民間あっせん機関職員研修事業費補助金＞ 令和6年度予算 45百万円（21百万円）※（）内は前年度当初予算

## 1 事業の目的

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において、養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母等と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

## 2 事業の概要

- (1) 養子縁組あっせん責任者研修  
民間あっせん機関の責任者を対象に、民間あっせん機関の運営や組織マネジメント、関係機関との調整に必要な知識を修得することを目的とした研修を実施する。
- (2) 養子縁組あっせん機関等職員研修  
民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員、市区町村の職員等、養子縁組のあっせんの業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。
- (3) 養子縁組あっせん機関自治体担当者・第三者評価者研修  
許可・指導権限を有する自治体職員、第三者評価を行う評価機関職員を対象とし、適正な許可・指導等、また第三者評価が行われることを目的とした研修を実施する。
- (4) 養子縁組あっせん機関等交流促進研修《拡充》  
民間あっせん機関と児童相談所等が連携して、養子縁組に関する業務を円滑に進めるためのネットワーク構築に向けて、民間あっせん機関の職員や、児童相談所の職員等で養子縁組のあっせんの業務に従事する者を対象とした、地域ブロックごとの研修を実施する。



## 3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 44,699千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）

※ 別途、参加者より費用を徴収（民間あっせん機関には、養子縁組民間あっせん機関助成事業により当該費用を補助）

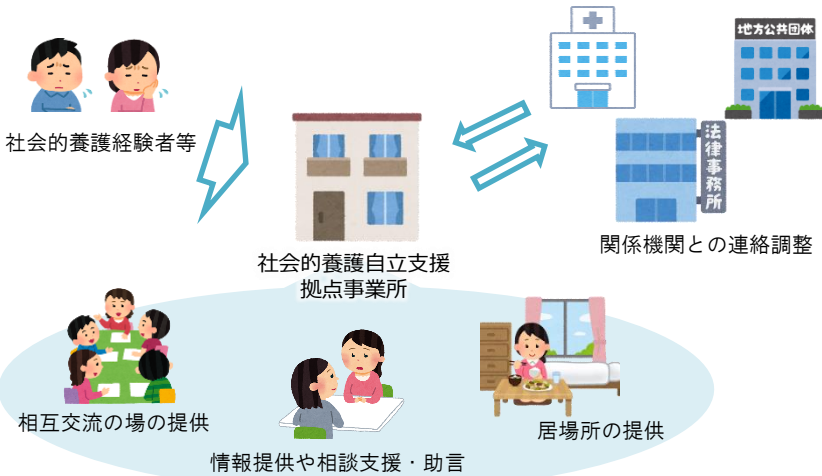
＜安心こども基金を活用して実施＞

1 事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

2 事業の概要

- (1) 相互交流の場の提供
- 社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。
- (2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言
- 社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。
- (3) 関係機関との連絡調整
- 他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。
- (4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供
- 社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。
- ※（１）～（３）は実施を必須とし、（４）は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



3 実施主体等

【補助基準額】

|                      |         |          |
|----------------------|---------|----------|
| ア 基本分                | 1 か所当たり | 23,794千円 |
| ・ 支援コーディネーター 1 人     |         |          |
| ・ 生活相談支援員 1 人        |         |          |
| ・ 就労相談支援員 1 人        |         |          |
| ・ 相互交流費用             |         |          |
| ・ 関係機関連携費用           |         |          |
| イ 生活相談支援員配置加算        |         |          |
| ・ 職員を 2 人配置する場合      | 1 か所当たり | 5,166千円  |
| ウ 生活相談支援の回数に応じた加算    |         |          |
| ・ 支援回数1201回～2400回の場合 | 1 か所当たり | 2,494千円  |
| ・ 支援回数2401回以上の場合     | 1 か所当たり | 4,988千円  |

|                      |         |         |
|----------------------|---------|---------|
| エ 就労相談支援の回数に応じた加算    |         |         |
| ・ 支援回数1201回～2400回の場合 | 1 か所当たり | 2,494千円 |
| ・ 支援回数2401回以上の場合     | 1 か所当たり | 4,988千円 |
| オ 心理療法担当職員加算         |         |         |
| ・ 職員を配置する場合          | 1 か所当たり | 6,955千円 |
| ・ 上記以外の場合（嘱託契約等）     | 1 か所当たり | 887千円   |
| カ 法律相談対応準備加算         | 1 か所当たり | 2,113千円 |
| キ 開設準備経費加算           | 1 か所当たり | 4,000千円 |
| ク 賃借料加算              | 1 か所当たり | 3,000千円 |
| ケ 自立生活支援加算           | 1 か所当たり | 2,599千円 |

※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市  
【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

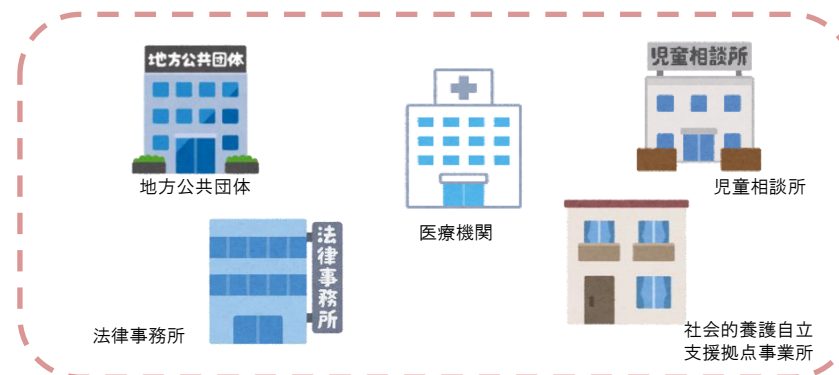
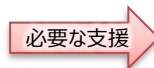
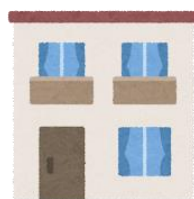
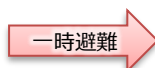
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算  
 （※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

## 1 事業の目的

社会的養護自立支援拠点事業所等において、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者に対して、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所の提供に要する経費を補助する。

## 2 事業の概要

休日夜間に緊急で一時避難が必要な社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等を、社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、受け入れた施設内において一時避難場所を提供するとともに、他の必要な支援につなぐ。



## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1 か所当たり 6,995千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2



＜安心こども基金を活用して実施＞

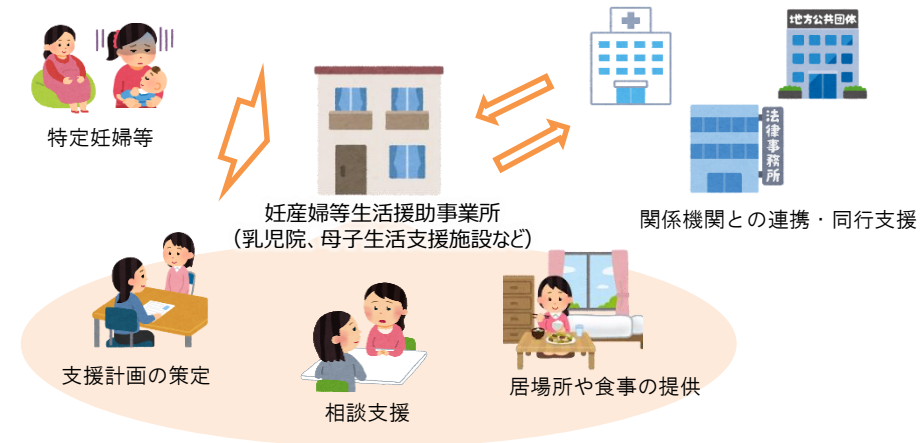
## 1 事業の目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

## 2 事業の概要

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
  - 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
  - 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
  - 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
  - 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援
- ⇒ 現行の産前・産後母子支援事業は、本事業創設に伴い廃止する。



## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

|               |    |         |          |                    |                  |
|---------------|----|---------|----------|--------------------|------------------|
| ア 基本分         |    | 1 か所当たり | 30,250千円 | イ 入居機能加算           |                  |
| ・ 支援コーディネーター  | 1人 |         |          | ・ 宿直手当加算           | 1 か所当たり 1,606千円  |
| ・ 保健師、助産師、看護師 | 1人 |         |          | ・ 居室稼働加算           |                  |
| ・ 母子支援員       | 1人 |         |          | 居室稼働450人日～900人日の場合 | 1 か所当たり 6,205千円  |
| ・ 個別ケース会議開催経費 |    |         |          | 居室稼働901人日以上の場合     | 1 か所当たり 12,278千円 |
| ・ 医療機関連携費用    |    |         |          | ・ 居室確保加算           | 1 か所当たり 10,000千円 |
| ・ 生活支援費       |    |         |          | ウ 休日相談対応体制加算       | 1 か所当たり 1,300千円  |
| ・ デイケア対応費     |    |         |          | エ 心理療法連携支援加算       | 1 か所当たり 887千円    |
|               |    |         |          | オ 法律相談連携支援加算       | 1 か所当たり 887千円    |

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4

(参考資料) 令和 6 年度予算における新規・拡充以外の事業

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算  
 （※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

## 1. 事業の目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに  
 応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あ  
 わせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

## 2. 事業の概要

### （1）児童家庭支援センター設置運営事業

- ・ 虐待や非行等、こどもの福祉に関する問題につき、こども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- ・ 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要なこども及びその家庭についての指導を行う。
- ・ こどもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

### （2）児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業

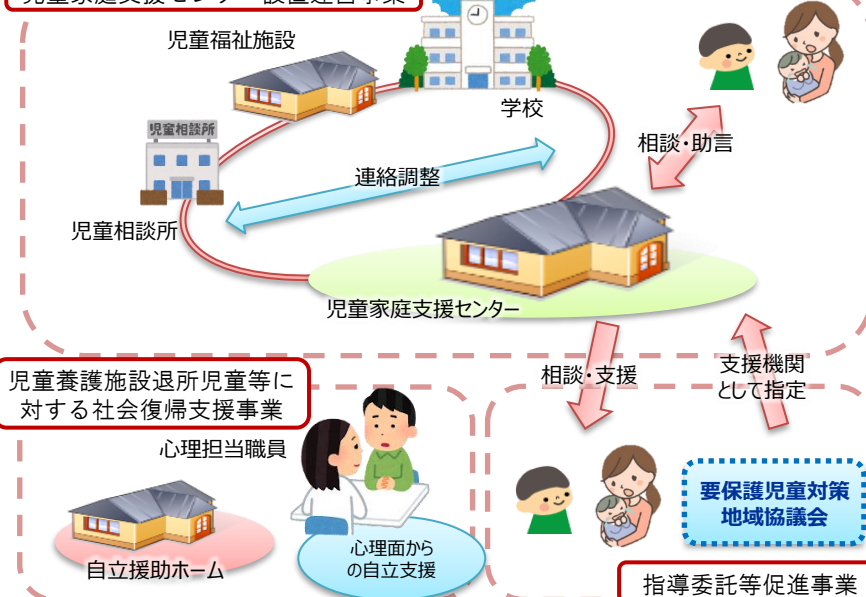
自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。

### （3）指導委託等促進事業

市町村の要保護児童対策地域協議会において、児童家庭支援センター等が主たる支援機関とされた場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

（※）令和5年度まで（3）の一部として実施していた児童家庭支援センター等に指導を委託した場合の補助は、令和4年度児童福祉法改正に伴い、義務的経費とされたため、令和6年度以降は、児童入所施設措置費等国庫負担金により支弁。

### 児童家庭支援センター設置運営事業



## 3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】（1）児童家庭支援センター運営事業

|                       |         |          |                   |
|-----------------------|---------|----------|-------------------|
| ①常勤心理職配置の場合           | 1 か所当たり | 11,990千円 | ※ 対応件数に応じて事業費等も補助 |
| ②非常勤心理職配置の場合          | 1 か所当たり | 7,988千円  |                   |
| ③法的問題対応加算             | 1 か所当たり | 360千円    |                   |
| ④児童相談所0B等によるスーパーバイズ加算 | 1 か所当たり | 547千円    |                   |

（2）児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業 1 か所当たり 1,069千円

（3）指導委託等促進事業 1 件当たり（月額） 109千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算  
（※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

## 1. 事業の目的

施設に入所しているこども及びその家庭への支援の質を確保するため、その担い手である施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する。

## 2. 事業の概要

基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するため、一定の経験を有する者を対象に、都道府県が実施する研修事業に対して補助を行い、施設における組織的な支援体制の確保と人材育成を行う。



## 3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助基準額】 1 都道府県市当たり：492,000円

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

【対象施設】 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ( )内は前年度当初予算  
(※) R5 予算(208億円)の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

## 1. 事業の目的

児童養護施設等において被虐待児や、障害のある児童が増加しており、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図る。

## 2. 事業の概要

### (1) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

- ① 短期研修  
各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。  
(おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定)
- ② 長期研修  
一定期間(1～3か月程度)、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。
- ③ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修  
児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。

### (2) 児童養護施設等の職員人材確保支援事業

- ① 実習生に対する指導  
児童福祉施設への就職を希望する学生が実習生に来る際、指導する職員にあたる職員の代替職員の雇上げを行う。
- ② 実習生の就職促進  
実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。

### 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業



### 児童養護施設等の職員人材確保支援事業



## 3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市(民間団体等に委託して実施することも可)

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

|                    |                |         |            |
|--------------------|----------------|---------|------------|
| 【補助基準額】 (1) ①      | 宿泊あり           | 1人当たり   | 133,000円   |
|                    | 宿泊なし           | 1人当たり   | 73,000円    |
| ②                  | 送り出し施設         | 1人当たり   | 1,054,000円 |
|                    | 受入施設(他施設職員受入)  | 1人当たり   | 216,000円   |
|                    | 調整機関事務費        | 1自治体当たり | 2,992,000円 |
| ③ 1自治体当たり(各施設種別単位) |                |         |            |
|                    |                |         |            |
| (2)                | 受入施設(実習生受入)    | 実習1回当たり | 86,200円    |
|                    | 受入施設(実習生等就職促進) | 1日当たり   | 3,760円     |

- 【対象施設】 (1) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、児童家庭支援センター、都道府県等が適当と認める施設(※)  
(※) 長期研修の際、職員を実践研修先として受け入れる場合に限る。  
(2) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設



＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算  
（※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。  
令和5年度補正予算：4.2億円

## 1 事業の目的

児童養護施設におけるケア単位の小規模化など、養育環境改善を図るための改修や、ファミリーホームを新設する場合の建物の改修等により、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。

## 2 事業の概要

### （1）児童養護施設等の環境改善事業

#### 1. 入所児童等の生活環境改善事業

- ① 児童養護施設等において小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
- ② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助

#### 2. ファミリーホーム等開設支援事業

ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品購入に係る経費を補助

#### 3. 児童家庭支援センター開設支援事業

既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助

#### 4. 耐震物件への移転支援事業

耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助

#### ＜令和5年度補正予算＞（令和6年度へ繰越）

- ・令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設される施設・事業所への支援として、里親支援センターの改修費及び開設準備経費を補助するとともに、社会的養護自立支援拠点事業所と妊娠婦等生活援助事業所の開設準備経費を補助する。

### （2）地域子育て支援拠点の環境改善事業

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

### （3）児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

- ・児童相談所で児童の心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
- ・一時保護所で児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

### 3 実施主体等

#### 【実施主体】

(1) 児童養護施設等の環境改善事業 : 都道府県、市町村

(参考) 対象施設・事業所

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター

(2) 地域子育て支援拠点の環境改善事業 : 市町村

(3) 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業 : 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

#### 【補助基準額】

(1) 児童養護施設等の環境改善事業

1 か所当たり：800万円（里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター：100万円）

(※) 児童家庭支援センター開設支援事業の場合

1 か所当たり：300万円（既存建物を借り上げて新設する場合に支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）に係る経費）

(2) 地域子育て支援拠点の環境改善事業

1 か所当たり：800万円

(3) 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

1 か所当たり：800万円

#### 【補助率】

(1) 児童養護施設等の環境改善事業

国：1/2（2/3（※））（都道府県等：1/2（1/3）、又は、都道府県：1/4（1/6）、市町村：1/4（1/6））

(※) 令和6年度末までの「集中取組期間」において、意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ（1/2→2/3）

(※) 里親支援センターの開設準備経費：国：3/4 <令和5年度補正予算分>（令和6年度へ繰越）

(2) 地域子育て支援拠点の環境改善事業

国：1/2（指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）

(3) 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算  
 （※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

## 1. 事業の目的

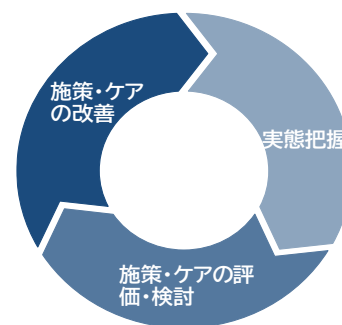
社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行う。

## 2. 事業の概要

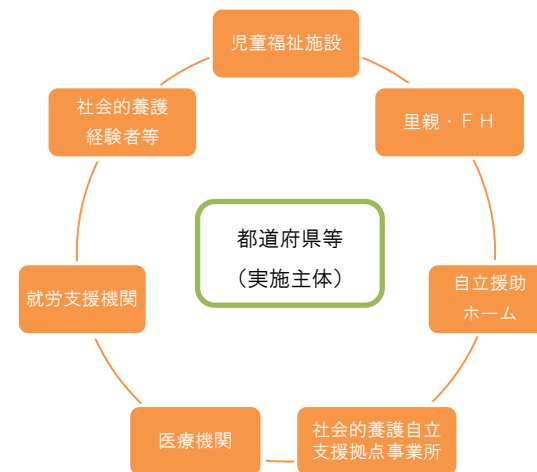
社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施、自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会（社会的養護自立支援協議会）の開催に必要な費用の支援を行う。

（※）令和5年度まで安心こども基金により補助していたが、令和4年度児童福祉法改正に伴い、令和6年度以降は、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金により補助。

《実態把握のサイクル》



《自立支援に必要な関係機関の協議会》



## 3. 実施主体等

### 【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

### 【補助基準額】

1 自治体当たり 3,000千円

### 【補助割合】

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算  
 （※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

## 1. 事業の目的

こども等の自立支援を図る観点から、児童養護施設等に入所中又は退所したこども等や、里親等に委託中又は委託解除後のこども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際等に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進を図る。

## 2. 事業の概要

児童養護施設等を退所するこどもが就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

《見直し》

⇒「社会的養護自立支援事業等」の事業内容の一部であったが、令和4年度児童福祉法改正に伴い、「社会的養護自立支援事業」を廃止とするため、単独事業化。



## 3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

|                   |               |
|-------------------|---------------|
| ①就職時の身元保証         | 年間保険料：10,560円 |
| ②賃貸住宅等の賃借時の連帯保証   | 年間保険料：19,152円 |
| ③大学・高等学校等入学時の身元保証 | 年間保険料：10,560円 |
| ④入院時の身元保証         | 年間保険料：2,400円  |

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市、児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算  
 （※）R5予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

## 1. 事業の目的

乳児院等において、育児指導機能の充実、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入の促進及び障害等を有するこどもの円滑な受入・入所中の支援の促進に係る事業の実施に要する費用を補助することにより、乳児院等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図る。

## 2. 事業の概要

### ①育児指導機能強化事業

親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図るため、こどもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に実践する職員を配置する。

### ②医療機関等連携強化事業

医療的ケアが必要なこどもの円滑な受入を促進するため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置する。

### ③障害児等受入体制等強化事業

障害等を有するこどもの円滑な受入・入所中の支援を促進するため、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援・補助を行うための職員を配置する。

（※）令和5年度まで本事業の一部として実施していた「産前・産後母子支援事業」は、令和4年度児童福祉法改正に伴い、令和6年度以降は、「妊産婦等生活援助事業」として実施。

## 3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】 ①育児指導機能強化事業 5,052千円  
 ②医療機関等連携強化事業 i 連絡調整を担う職員 1,929千円  
 ii 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合  
 1か所当たり最大6,415千円 （※）医療的ケアが必要なこどもの数に応じて設定  
 ③障害児等受入体制等強化事業 1か所当たり最大6,080千円 （※）障害等を有するこどもの数に応じて設定

【対象施設】 乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2  
 国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4



＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算  
（※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

## 1. 事業の目的

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げること等により、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

## 2. 事業の概要

### （1）児童指導員等となる人材の確保

児童養護施設等において、児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇い上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。児童指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

### （2）夜間業務等の業務負担軽減

児童養護施設等において、補助者等を雇い上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人のこどもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。

### （3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所OB等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、こどもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施する。

### （4）児童指導員等の相談支援体制の整備

都道府県等において、児童養護施設等に従事する職員が悩み等を気軽に相談できる環境（当事者同士のピアサポートも含む）の整備を図る。

## 3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

### 【補助基準額】

|                            |         |         |
|----------------------------|---------|---------|
| （1）児童指導員等となる人材の確保          | 1人当たり   | 4,320千円 |
| （2）夜間業務等の業務負担軽減            | 1か所当たり  | 4,320千円 |
| （3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施 | 1か所当たり  | 547千円   |
| （4）児童指導員等の相談支援体制の整備        | 1自治体当たり | 5,336千円 |

### 【対象施設等】

- （1）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム
- （2）及び（3）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム
- ※（4）については都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村で実施

### 【補助割合】

- 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2
- 国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算  
（※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

## 1. 事業の目的

小規模かつ地域分散化された児童養護施設の整備等を促進するため、土地等所有者と児童養護施設等を運営する法人等のマッチング等を行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応や、地域住民と施設等との関係構築等を図る。

## 2. 事業の概要

### （1）土地等所有者と法人等のマッチング支援

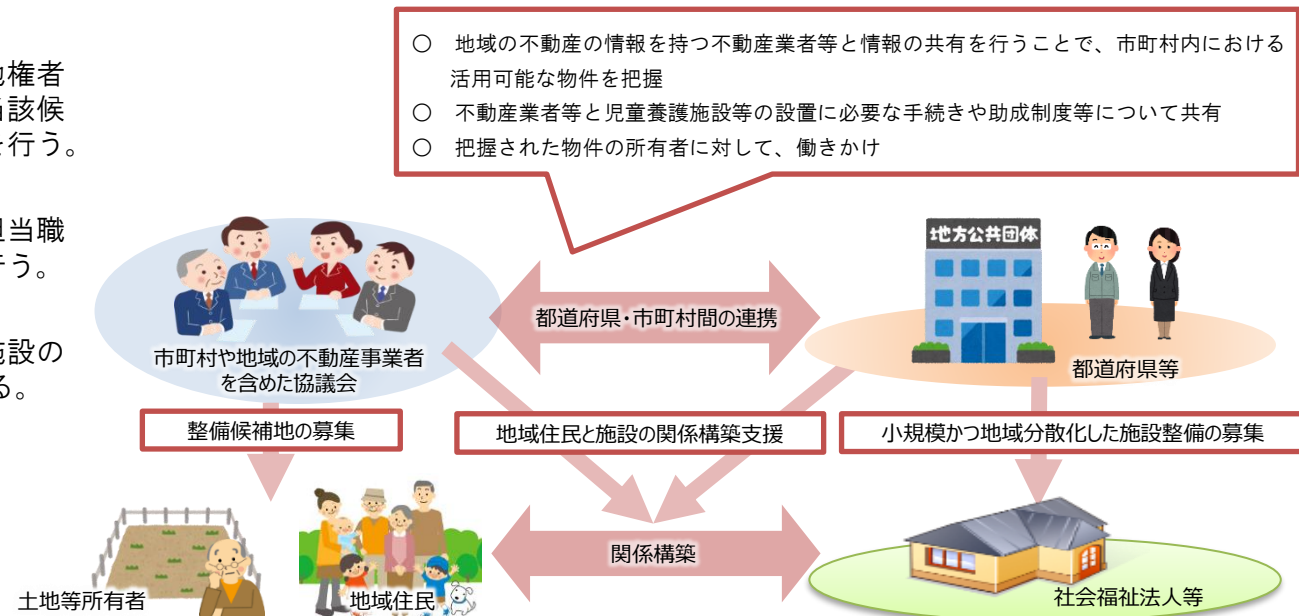
土地等所有者と法人のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での施設整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

### （2）整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

### （3）地域連携コーディネーターの配置支援

施設の設置等に向けた地域住民との調整など、施設の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。



## 3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

（※）対象施設が母子生活支援施設である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】 （1）土地等所有者と法人等のマッチング支援 1 自治体当たり 6,200千円

（2）整備候補地等の確保支援 1 自治体当たり 4,800千円

（3）地域連携コーディネーターの配置支援 1 自治体当たり 4,700千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村：1／2

【対象施設】 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ( )内は前年度当初予算  
(※) R5 予算(208億円)の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

## 1. 事業の目的

地方自治体等と連携し「高機能化」及び「多機能化」に資する多様な取組や先駆的な事例を実施する児童養護施設等を募集し、モデルとして支援するとともに、これらの効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。

## 2. 事業の概要

### ○事業の概要

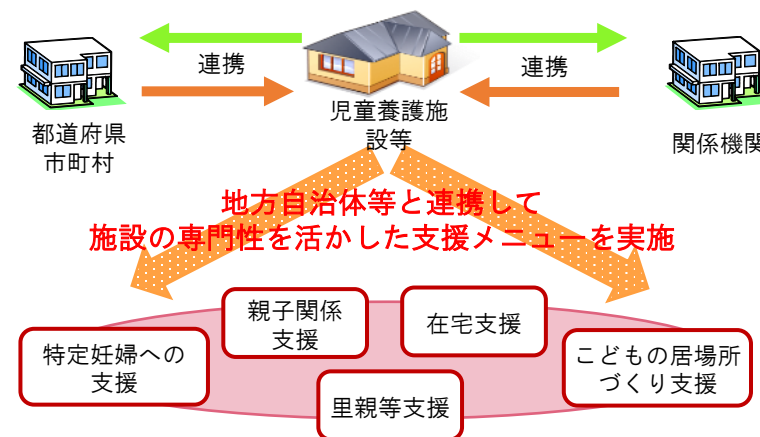
児童養護施設等における「高機能化」及び「多機能化」の取組を更に強力に推進するため、家庭養育優先原則のもと、

- ・児童養護施設等の専門性を高めたうえで、入所児童のみならず家庭での養育が困難な地域のこどもに対して、支援ニーズに対応するための専門的な支援
- ・児童養護施設等の専門性を活かしたうえで、地域の実情等に応じ、市区町村と連携した在宅支援や里親等支援又は特定妊婦への支援等

といった、「高機能化」や「多機能化」に資する先駆的な取組を支援する。

### ○対象施設等

・児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム 等



## 3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（特別区を含む）  
(※) 母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村とする。

【補助基準額】 1自治体あたり：20,000千円

【補助率】 定額（国：10／10相当）、事業実施2年目の自治体は、国1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1／2

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算  
（※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

## 1. 事業の目的

養子縁組民間あっせん機関に対して、関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援の在り方を検証するためのモデル事業を実施するとともに、人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の構築や職員の資質向上を図ることを目的とする。併せて、養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより、養子縁組のさらなる促進を図る。

## 2. 事業の概要

### ①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

- i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業・・・受講者1人当たり 56千円  
養子縁組あっせん責任者や職員及び児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修参加に要する費用を補助
- ii 第三者評価受審促進事業・・・1か所当たり 321千円  
養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用を補助

### ②養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業

- i 養親希望者等支援事業（特定妊婦への支援含む）・・・1か所当たり 10,978千円  
児童相談所等の関係機関と連携し、こどもとのマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供等及び特定妊婦への支援体制を構築
- ii 障害児等の支援・・・1か所当たり 3,214千円  
障害児や医療的ケア児など特別な支援を要するこどもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築
- iii 心理療法担当職員の配置による相談支援・・・1か所当たり 6,238千円  
心理療法担当職員を配置し、養子縁組成立前後において実親や養親の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築

### ③養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

- i 高年齢児等への支援体制構築モデル事業・・・1か所当たり 3,354千円  
社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等、比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制を構築
- ii 資質向上モデル事業・・・1か所当たり 1,954千円  
養子縁組民間あっせん機関同士や児童相談所との定期的な事例検討会や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直し等の取り組みによって、民間あっせん機関の職員の資質向上を図る
- iii 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業・・・1か所当たり 6,238千円（弁護士等配置する場合、1か所当たり 2,235千円加算）  
養子縁組民間あっせん機関において、子どもの権利条約に基づき、確実に養親から告知されるよう、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援体制を構築  
また、こどもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して、民間あっせん機関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等を嘱託契約等により配置した場合、加算

### ④養親希望者手数料負担軽減事業・・・1人（世帯）当たり 400千円

養子縁組民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、児童相談所が関与する養子縁組里親との費用バランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減

## 3. 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2
- 【実施要件】 ③の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。



＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算  
（※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

## 1. 事業の目的

ひきこもり等の状態にあるこども及びその家庭に対し、学校及び保健所等の関係機関と連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を活用し、総合的な援助を行うことにより、こどもの自主性及び社会性の伸長、登校意欲の回復並びに家庭における養育機能の強化を図る。

## 2. 事業の概要

### （1）ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業

児童相談所の児童福祉司やコーディネーター（児童相談所OBやひきこもりのこどもをもっていた親）等の指導の下、学生等のボランティア（メンタルフレンド）がひきこもりの児童の家庭等を訪問し、当該児童とのふれあいを通じて、児童の福祉の向上を図る。

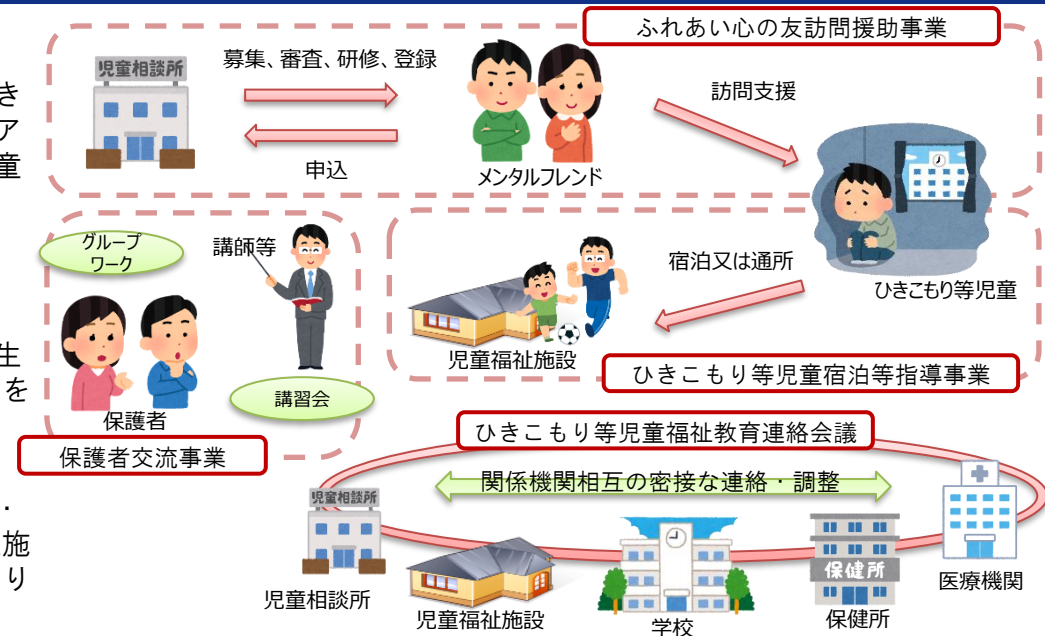
また、ひきこもりのこどもをもつ保護者を対象として、講習会やグループワークなどを開催する。

### （2）ひきこもり等児童宿泊等指導事業

ひきこもり等の児童を一時保護所等に宿泊又は通所させ、集団的に生活指導、心理療法等・レクリエーションを実施し、児童の福祉の向上を図る。

### （3）ひきこもり等児童福祉教育連絡会議

都道府県等は事業の円滑な実施を図り、関係機関相互の密接な連絡・調整を行うため、児童相談所、家庭児童相談室、児童委員、児童福祉施設、教育委員会、学校、保健所、医療機関等の構成により、ひきこもり等児童福祉教育連絡会議を設置する。



## 3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助基準額】（1）ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業

ふれあい心の友訪問援助事業を実施する場合

メンタルフレンド活動費

1 都道府県市当たり 399,880円

訪問 1 日当たり 3,850円

事業実施前研修会費

定額 165,000円

活動検討会

1 回当たり 30,180円

（2）ひきこもり等児童宿泊等指導事業

宿泊指導

児童 1 人当たり日額 3,800円

通所指導

児童 1 人当たり日額 1,840円

（3）ひきこもり等児童福祉教育連絡会議

1 回当たり 12,500円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2



＜里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業費補助金＞ 令和6年度予算

2. 1 億円

〔2. 1 億円〕※【 】内は前年度当初予算額

## 1. 事業の目的

里親制度及び特別養子縁組制度について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、最終的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やす。

## 2. 事業の概要

### （1）里親や特別養子縁組の潜在的な担い手を里親登録等につなげる広報啓発

潜在的な担い手のニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ、具体的かつ効果的な広報啓発を実施。

より多くの国民が閲覧できるインターネット等の媒体を活用した様々な広報啓発の実施、ポスター及びリーフレットの作成・配布。

### （2）里親制度及び特別養子縁組制度に関する特設サイトの開設

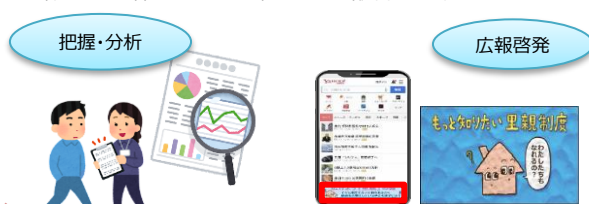
里親制度及び特別養子縁組制度について、それぞれの特設サイトを展開し、広く普及啓発を行うとともに、特に里親や特別養子縁組に関心や検討している方に対して、ターゲット層に応じてより里親登録や特別養子縁組につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供を行う。

### （3）都道府県等と連携した広報

都道府県等や児童相談所のほか、里親支援センター等の関係機関と連携し、地域において効果的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やすことができるよう、（1）の分析を踏まえ、都道府県等と連携した広報を実施。

#### ＜ニーズの把握・分析を踏まえた広報啓発＞

- ・ ニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ具体的かつ効果的な広報啓発を実施



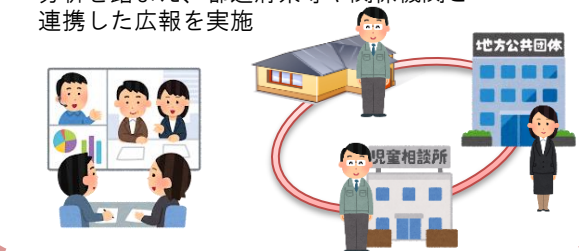
#### ＜特設サイトの開設＞

- ・ それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供



#### ＜都道府県等と連携した広報＞

- ・ 分析を踏まえ、都道府県等や関係機関と連携した広報を実施



## 3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 210,626千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）

＜社会的養護経験者等ネットワーク形成事業費補助金＞ 令和6年度予算

21 百万円

〔 21 百万円 〕※〔 〕内は前年度当初予算額

## 1. 施策の目的

社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が相互に交流を深め、意見交換及び意見表明を行う機会等を確保するためのネットワークを構築することで、社会的養護経験者が抱える課題等を把握・共有し、適切な自立支援へつなげていく。

また、特別養子縁組を行った養子及び養親（以下「特別養子縁組当事者」という。）や、養子縁組民間あっせん機関、児童相談所等の関係機関が相互交流を図るためのネットワークを構築することで、特別養子縁組にかかる現状や課題の把握、支援にかかる好事例の共有等を通じて、相互理解を深め、特別養子縁組当事者に対する支援の強化を図る。

## 2. 施策の概要

### （１）社会的養護経験者等のネットワーク形成

- ・社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が参加する全国交流会を開催
- ・特設Webサイト等を活用して、社会的養護経験者が活用できる支援やサービス、支援者団体の周知、当事者の体験談の共有等を実施 等

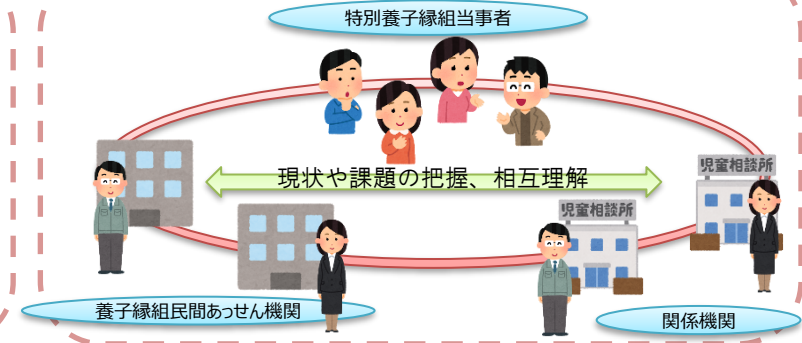
### （２）特別養子縁組当事者のネットワーク形成

- ・特別養子縁組当事者や養子縁組民間あっせん機関職員、児童相談所等の関係機関が参加する全国フォーラムを開催 等

#### 社会的養護経験者等のネットワーク形成



#### 特別養子縁組当事者のネットワーク形成



## 3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 21,478千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）

＜社会的養護魅力発信等事業費補助金＞ 令和6年度予算

20 百万円

〔 20 百万円 〕※【 】内は前年度当初予算額

## 1. 施策の目的

働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生等に向けた広報啓発活動や、各施設等での職場体験等や施設職員の就業継続を支援するなど、人材確保に関する取組の強化を図る。

## 2. 施策の内容

### (1) 広報啓発事業

児童養護施設等で働くことの魅力や社会的養護の基礎的な知識等について、WEBサイト、インターネット広告、SNS等を利用し、児童養護施設等で働くことを目指す学生や過去に児童養護施設等の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで社会的養護の分野に触れる機会のなかった方等への広報啓発を行う。

### (2) 職場体験等の情報提供事業

児童養護施設等で働くことを目指す学生や過去に児童養護施設等の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで社会的養護の分野に触れる機会のなかった方等が情報収集を行いやすいよう、各施設等での職場体験等の機会について、情報提供を行う。

### (3) 施設従事者同士のピアサポート

仕事の悩みを抱える施設従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンライン等でのピアサポートを実施する。

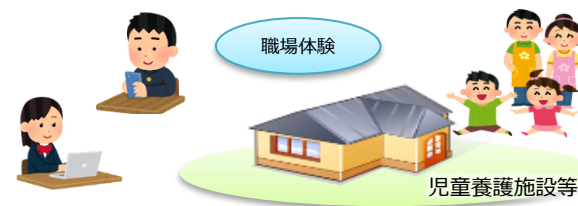
#### ＜広報啓発＞

- ・インターネット広告等で活用するコンテンツの作成



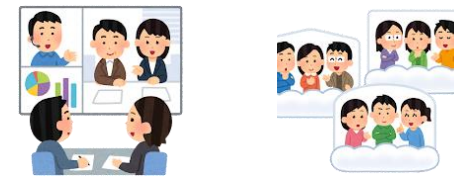
#### ＜職場体験等の情報提供＞

- ・養成校の学生等が情報収集を行いやすいよう、各施設等での職場体験等の機会について、情報提供



#### ＜施設従事者同士のピアサポート＞

- ・仕事の悩みを抱える施設従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンライン等でのピアサポートを実施



## 3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 20,094千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）